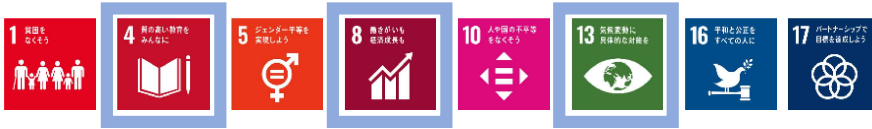


第5章 共通基盤施策



「Ⅴ 共通基盤施策」については、「Ⅰ 低炭素社会の構築」「Ⅱ 循環型社会の構築」「Ⅲ 自然共生社会の構築」「Ⅳ 生活環境保全の確保」の各施策を推進していくための“エンジン（駆動力）”として位置づけています。

持続可能な社会「スマート社会みえ」の実現のためには、県民、事業者等のさまざまな主体が協創を通じた環境への取組を自律的かつ持続的に推進していくことが必要不可欠であり、環境教育・環境学習や環境活動の推進、事業者については環境経営を推進することなどが重要となります。

第1節 令和5年度の取組概要と成果等

1 環境教育(持続可能な開発のための教育(ESD))・環境学習の推進

1-1 学校教育における環境教育・環境学習 (身近な環境問題への取組の推進)

県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校および特別支援学校では、豊かな自然環境の中で行うさまざまな体験活動をととして、自然の大切さを学び、身近な環境問題に関心を持つことができる子どもたちの育成を図っています。

また、家庭や地域社会、民間団体との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動の紹介やボランティア活動への参加意欲を高める取組を進めています。

① 「学校環境デー」の取組を中心とした環境教育の推進

県内の学校・園で、例えば各学校において、環境教育に関する全体的な計画等を作成し、学校のあらゆる教育活動の中で環境教育を実践していくよう、取組を促しています。

また、「学校環境デー」(6月5日)を中心とした時期に、創意工夫ある活動を行うことをととして環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図っています。

② 県立学校における環境マネジメントの取組
全ての県立学校で「県立学校環境マネジメント」を作成し、計画→実行→評価→改善のサイクルに基づいた継続的な取組を、平成17(2005)年4月から、環境教育および環境保全活動の充実を図っています。

③ 四日市公害に関する学習

四日市市にある「四日市公害と環境未来館」と連携し、その所蔵品や語り部の方々から四日市公害の経緯を伝え、環境保全の意識を育んでいきます。

座学的な講義形式ではなく、実験や体験から、気づきを得る事を目的とした講座や課題解決のため、ディスカッション形式により、さまざまな意見を取り入れて、より良い方法を発見していく手法を取り入れた講座を実施していきます。

1-2 地域や社会における環境教育・環境学習

(1) 環境教育・環境学習の充実

① 環境教育・環境学習の推進

県では、県環境学習情報センターを拠点施設として、環境教育・環境学習を推進するとともに、学校や社会においても、環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動の普及・啓発に努めています(表2-5-1)。

表 2-5-1 県環境学習情報センターにおける環境教育・学習の状況（令和 5（2023）年度）

センター主催講座	一般向けの講座のほか、SDGs、地球温暖化対策等をテーマとした基礎講座や生物多様性、ESD実践等の環境学習指導者養成のための講座、工作や自然観察会等の夏休みこども環境講座等、113講座（2,481人）を開講しました。
出前講座	県内小・中・高等学校等の授業や、公民館、市民活動団体の学習会等への出前講座を133回（5,510人）実施しました。
見学視察体験教室	県内小・中・高等学校等の社会見学受け入れや環境体験学習を111団体（6,219人）に実施しました。
その他イベント等	・地球温暖化防止啓発ポスターコンクールを実施し（小中学82校、885人参加）、「みえ環境フェア2023」で入賞者の表彰を行いました。 ・上記コンクールの入賞作品や四日市市と連携した四日市公害訴訟に関する展示等を行いました。

② こどもエコクラブ活動支援

こどもエコクラブ活動は、子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成するため、平成 7（1995）年 6 月から環境庁（現環境省）により始められました。県内でも環境の保全に取り組もうとする子どもが、大人と一緒に家庭や地域でこどもエコクラブを結成し、環境に対する理解を深めるための学習・研究活動や美化活動、リサイクル活動等の実践運動に自主的に取り組んでいます。

こどもエコクラブ活動の定着と推進を図るため、各クラブのメンバー・サポーターの交流会や、活動を支える市町担当職員の研修会を開催するなど、こどもエコクラブ活動を支援しています。

令和 5（2023）年度の会員数は、61 クラブ 10,823 人となりました。

（2）三重県環境学習情報センターの充実

県民に開かれた環境教育・環境学習、情報受信の拠点施設として、各種講座の開催や、情報提供、展示等に取り組み、子どもから大人まで幅広く利用いただけるよう機能の充実に努めています。

運営・管理には、指定管理者制度を導入し、民間事業者の創意工夫を活用しながら、一層効果の高い環境教育・環境学習の機会の提供に取り組んでいます（表 2-5-2）。

表 2-5-2 県環境学習情報センターでの環境教育に関する主な業務内容

・展示コーナーやライブラリーコーナーの整備、活用 ・参加・体験型の環境講座、出前講座、交流事業等の実施 ・地域の活動リーダーや環境学習指導者等の養成 ・ホームページ、情報誌、メールマガジン等を活用した環境教育に係る情報の発信 ・県民、市民活動団体、企業との協働連携
--

（3）「三重県民の森」および「上野森林公園」の活用

森林教育や自然とのふれあいの拠点として「三重県民の森」と「三重県上野森林公園」を設置し、県民等の利用者に自然観察会や生物多様性の学びの場として活用いただいたほか、身近な憩いの場として利用していただきました。

（4）三重県総合博物館（MieMu）の活用

県総合博物館（MieMu）は、三重の自然と歴史・文化について、誰もが主体的に学び、交流できる場となることで、環境学習や自然環境の保全のための人材育成支援の役割を果たしています。

令和 5（2023）年度は、県総合博物館ミュージアムパートナーの「歴史、民俗、ユニバーサルミュージアム」など 5 つのグループとともに、探究活動を行ったほか、「三重県環境学習情報センター」や学校、企業等と連携し、環境教育や環境学習の推進を図りました。

また、企画展「鳥のひみつ調べ隊！みて・きいて・ふれて」を開催し、県内に生息する鳥類の種類や生態、正しい観察の方法などの紹介をとおして環境学習や環境教育の機会を提供しました。

（5）ビジターセンターの整備

ビジターセンター（博物展示施設）では、自然公園の地形、地質、動物、植物、歴史等を公園利用者が容易に理解できるよう、解説または実物標本、模型、写真、映像、図表等を用いた展示を行っています（表 2-5-3）。

表 2-5-3 ビジターセンター一覧表

自然公園名	施設名	所在地
伊勢志摩 国立公園	登茂山ビジターセンター	志摩市
	横山ビジターセンター	志摩市

2 環境活動の推進

2-1 指導者の育成

県環境学習情報センターにおいて、地域で環境活動を展開できる指導者の養成講座を開催し、環境についてさまざまな視点で考え、行動できる人材を育成しました（令和 5（2023）年度指導者養成講座受講者数 1,680 名）。

2-2 環境保全活動の支援、促進

（1）地域における自主的な環境保全活動の促進

① 河川等の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川および海岸の環境美化について、河川・海岸管理者だけの対応には限界があります。

適正な河川・海岸管理を行っていくためには、県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、ボランティア活動団体の育成、支援に努める必要があります。

令和 5（2023）年度には、フラワーオアシス事業として憩いと潤いに満ちた水辺環境を作ることを目的に、ボランティア活動 9 団体等を対象に花木の苗、球根、肥料等を提供しました。

② 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保および河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃および河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、令和 5（2023）年度の実績は、道路関係で 151 団体、河川関係で 139 団体、海岸等の関係で 73 団体となっています。

地域住民に道路の一定区間の除草、ごみ拾い等の維持活動をお願いする「ふれあいの道事業」

を実施しており、令和 5（2023）年度は 9 団体が活動を行いました。

③ 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林づくり活動団体からの相談対応を行いました。

（2）各主体の連携による環境保全活動の促進

① オフィス等での省エネ運動の展開

平成 15（2003）年度から中部圏知事会の構成団体とともに、夏季の一定期間において適正冷房（室温 28℃）を徹底し、ノーネクタイ、ノージャケット等の軽装で過ごそうという「サマーエコスタイル」に取り組むとともに、県内の企業や市町等を実施を呼びかけました。県庁内では、日常的な勤務はもちろん、会議や出張の場面でも夏季の軽装が徹底され、一つのライフスタイルとして定着してきています。

② 年間をとおして行う自主的な庁舎周辺の美化行動

勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な環境づくりを行う第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通じて自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。

令和 5（2023）年度は、延べ 2,791 名の県職員がこのボランティア活動に参加しました。

③ 連携による環境教育実践活動の促進

環境教育の実践活動として、子どもたちが家庭において省エネルギー活動を実践し、環境への意識を高める「みえこどもエコ活動」に企業、学校、行政が連携して取り組んでおり、令和 5（2023）年度は県内企業 4 社からの協力を得て、4 市町 6 校、249 名の小学生が取り組みました。

3 環境経営の推進

(1) 環境保全施設整備に対する支援

・三重県環境対策促進資金融資制度

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し、必要となる資金の融資制度を設けています（表 2-5-4）。

表 2-5-4 三重県環境対策促進資金
(令和 6 (2024) 年 3 月末現在)

項目	内容
融資限度額	5,000万円 ※土地汚染状況調査の場合 200万円
融資利率	固定・年率1.60%（保証を付けない場合1.65%） ※以下の場合は、固定・年率1.40%（保証を付けない場合1.45%） (1) 新エネルギー関連施設・設備の設置 (2) 省エネルギー関連施設・設備の設置 (3) 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置 (4) 環境対策車の導入 (5) リサイクル関連施設の整備等
保証料	年率 0.45%～1.50%
融資期間	設備資金 7 年以内（据置期間 1 年以内を含む） 運転資金 5 年以内
返済方法	元金均等月賦返済
融資対象	(1) 新エネルギー関連施設・設備の設置 (2) 省エネルギー関連施設・設備の設置 (3) 公害防止および環境保全に資する施設の設置 (4) 工場又は事業場の公害防止のためにする移転 (5) 土壌汚染の除去等 (6) 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置 (7) 環境対策車の導入 ①低公害車の購入 ②使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造 ③Nox・PM低減装置の装着 ④Nox・PM法排出基準適合車への買い替え ⑤ポスト新長期規制以降の排出ガス規制対応車への買い替え (8) リサイクル関連施設の整備等

(2) 事業者の環境経営の促進

① 脱炭素経営の促進

県内企業等における脱炭素経営を促進するため、脱炭素経営に取り組んでいく意欲がある県内企業を公募し、応募のあった 4 社に対して、アドバイザーを派遣するなどし、脱炭素経営の理解促進、温室効果ガス排出量の現状確認や SBT（Science Based Targets）に整合した温室効果ガス削減目標の設定などの支援を実施しました。

② 環境に配慮した認証制度

将来にわたって水産資源の持続可能な利用を担保するため、MEL（Marine Eco-Label Japan）等の水産エコラベル認証の取得に向けた取組を促進しました。

（令和 6（2024）年 3 月末現在：認証取得件数 8 件）

また、尾鷲林政推進協議会おわせ森林管理協議部会（尾鷲市、紀北町、速水林業および森林組合おわせ）、三井物産フォレスト株式会社、トヨタ自動車株式会社が、県内の森林において、生態的、経済的、社会的側面等の持続可能性を地域に適した森林管理基準に基づいて評価する FSC（Forest Stewardship Council 森林管理協議会）認証を取得しています。

③ 小規模事業所向け環境マネジメントシステム（EMS）の導入

県内事業者の環境経営の取組を促進するため、取り組みやすく費用負担の少ない環境マネジメントシステムである「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム：ミームス（M-EMS）」の普及を行っており、令和 6（2024）年 3 月末現在で、延べ 399 事業所が M-EMS 認証を取得し、188 事業所が活動を継続しています。

④ 企業環境ネットワーク

環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、企業間や行政との協働・連携により、環境経営取組の向上を図るため、平成 12（2000）年 11 月に「企業環境ネットワーク・みえ」を設立しました。（令和 6（2024）年 3 月末現在：参加企業数 340 社）

また、メールマガジン等の発行による情報共有を行っています。

⑤ PRTR 制度の推進

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することを目的とする PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）が、平成 13（2001）年 4 月から実施されています。

令和 5（2023）年度、県内において、法に基づく届出数は 730 件あり、大気への排出物質については、トルエン、キシレン等の溶剤類が主なものとなっています。

⑥ 環境に優しい生産技術の確立

県内の各養殖場においては、持続的養殖生産確保法に基づき、持続的な養殖業が営めるよう、良好な漁場環境を維持するための「漁場改善計画」が策定されています。令和 5（2023）年度も同計画において設定された適正養殖可能数量の遵守状況を確認し、養殖漁場環境の保全に努めました。

⑦ 農業生産工程管理（GAP）の普及啓発、導入支援

GAP（Good Agriculture Practice）は、食品安全、労働安全、環境保全等につながる取組であるとともに、リスクや改善点を認識し、改善の仕組みを構築することにより、経営基盤の強化につながる重要な取組であることが、令和元（2019）年度の優良事例調査からも示されました。この結果から、より安全で、より効率的で、持続可能な農業の実現に向けて、GAP 推進指導員の育成（令和 6（2024）年 3 月末現在：218 名）による支援体制を構築し、国際水準 GAP 認証取得の推進（令和 6（2024）年 3 月末現在：77 件）と、国際水準 GAP の取組の拡大を進めています。

（3）県における環境経営の推進

県では、県民や企業から信頼できるパートナーとして認めていただけるよう、県自らがまず環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

① ISO14001 で培ったノウハウを生かした県庁マネジメントの推進

平成 12（2000）年 2 月に、本庁およびその周辺機関において ISO14001 を認証取得し、その後順次対象範囲を拡大しながら、ISO14001 に基づく環境マネジメントを推進してきました。

こうした中で、廃棄物の発生抑制およびリサイクルの促進、温室効果ガス排出量に係る電気、燃料等の使用量削減などに大きな成果を上げるとともに、職員の環境意識の定着、成熟も図られました。

平成 26（2014）年 4 月からは、長年の ISO14001 の取組で培ったノウハウを生かしながらか本県の行政運営の仕組みである「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」にマネジメントシステムを一本化することにより、これまでの成果を維持しつつ、本県の仕組みに合致した、より効率的な運用に努めています。

② 環境調整システムの推進

県では、自ら実施する一定規模以上の事業について、計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮を審議・調整する環境調整システムを運用し、県事業における環境配慮の徹底を図っています。令和 5（2023）年度には、2 件の開発事業について、審議・調整を行いました。対象とする開発事業の種類は、次のとおりです。

- ・道路の整備
- ・河川・ダム等の整備
- ・海岸の整備
- ・公有水面の整備
- ・港湾の整備
- ・森林の整備
- ・公園の整備
- ・下水道の整備
- ・水道の整備
- ・農業農村の整備
- ・発電所の整備
- ・建物の建設
- ・用地の整備
- ・その他

(4) 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入

グリーン購入については、平成 13 (2001) 年 10 月 1 日に「みえ・グリーン購入基本方針」を策定し、日常的に購入する全ての消耗品(単価契約物品)を環境配慮型商品とし、平成 14 (2002) 年度からは、物品だけでなく、役務や公共工事部門についても数値目標を定めて取り組んでいます。

その後、三重県リサイクル製品利用推進条例や県産材利用推進のための「三重の木」制度による認定製品について、本県独自のグリーン購入の取組とし、これらの優先購入に努めています。

また、平成 17 (2005) 年 4 月に基本方針の一部改正を行い、事業者の選定にあたっては、ISO14001をはじめ、「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)」等の導入により適切な環境マネジメントを行っていることなども考慮し、事業者に対して環境保全活動への積極的な取組を働きかけています。

(5) 環境・エネルギー関連産業の振興

成長分野である環境・エネルギー関連産業への進出を図り、あわせて低炭素社会の構築につなげるため、企業の研究開発や新事業展開等を促進します。

令和 5 (2023) 年度は、「サステナブルなバイオマス燃料開発のための合成ガス生成」「鉄を用いた水素製造技術」「硫化水素存在下でのバイオガスをを用いた合成ガス製造の実証」「ナトリウムイオン電池用電極材料の構造分析」「マイクロ水力発電と蓄電池を組合せたシステムの開発」「高融点炭化物セラミックスの開発」「炭素含有耐火物用黒鉛原料の開発」「炭素含有耐火物の炭素の酸化消失を抑制する技術開発ーメカノケミカル処理による耐酸化抑制剤(Al-Si-C系複合炭化物)の低温合成技術の確立ー」に関する先導的な共同研究等(計 8 件)を実施しました。

また、「バイオマス由来のメタンと CO₂を利用した改質技術」、「太陽エネルギー・熱エネルギーの同時利活用技術」、「生産性向上に資する省エネ型セラミックス製造技術」に関する研究成果を学会等での発表(3 件)により PR しました。

(6) 環境保全施設整備に対する支援

環境対策促進資金の融資制度を活用して、低炭素社会づくりに貢献する企業の活動を支援しています。

4 環境に配慮した事業活動の推進

4-1 環境影響評価等の実施

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測および評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町長、住民等の意見を聴いた上で、事業者自らが環境配慮を行い、開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

本県では、昭和 54 (1979) 年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成 9 (1997) 年 6 月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るため、平成 10 (1998) 年 12 月に三重県環境影響評価条例(以下、「4-1」において「条例」)を制定し、平成 11 (1999) 年 6 月 12 日から全面施行しました。

また、平成 23 (2011) 年と平成 25 (2013) 年に環境影響評価法が改正されたこと、条例の制定から 16 年以上が経過していることをふまえ、条例を改正し、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日から簡易的環境アセスメントの導入等を行いました。

簡易的環境アセスメントは、環境影響評価手続の「対象事業」の規模要件未満の造成事業についても一定の環境配慮がなされるよう、一部の「対象事業」の規模要件の 1/2 以上の規模の事業を「準対象事業」と位置づけ、文献調査等の簡易な調査方法による環境影響評価手続を求めるものです。

なお、条例に基づく手続の体系は、図 2-5-1 に示すとおりです。

要綱に基づく手続も含め、令和 5 (2023) 年度末までに評価書作成または措置報告書作成までの一連の手続が終了したものは 168 件です。

令和 5（2023）年度は、3 件の事業（太陽光発電事業、廃棄物処理施設、土地区画整理事業）の方法書、2 件の事業（廃棄物処理施設、用地造成）の準備書および 1 件の簡易評価書（レクリエーション施設の設置）について、地域および事業の特性を考慮し、大気環境や水環境の保全、希少動植物の保護と生態系の保全、景観の保全等について配慮するよう三重県環境影響評価委員会の答申を受けて、知事意見を述べました。

環境影響評価手続であらかじめ調査・予測・評価を行った内容について、事業者自らが実際の影響を調査し、また、影響が大きい場合にどのように対処を行ったかをまとめた事後調査報告書については、17 件提出されました。

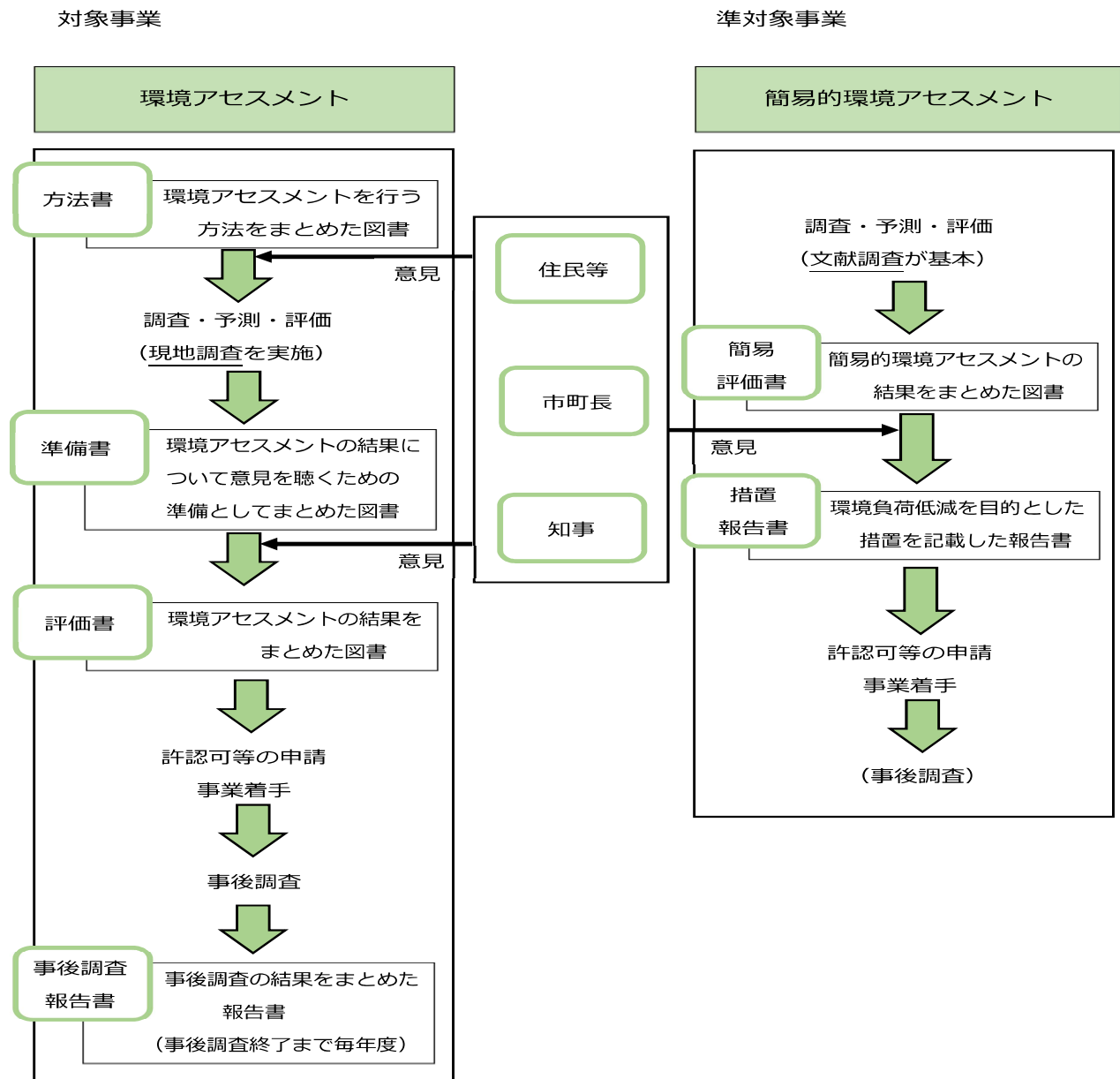


図 2-5-1 三重県環境影響評価条例の手続

4-2 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和 47（1972）年 7 月に三重県公害事前審査会条例を制定し、公害事前審査を実施しています。（図 2-5-2）

審査の重点は、次のとおりで、学識経験者による慎重な検討が行われます。

- ・ 公害防止施設等に関する技術的検討
- ・ 工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響
- ・ 法または条例に基づく排出基準等の適合性

なお、令和 5（2023）年度までに審査を実施したものは、195 件です。

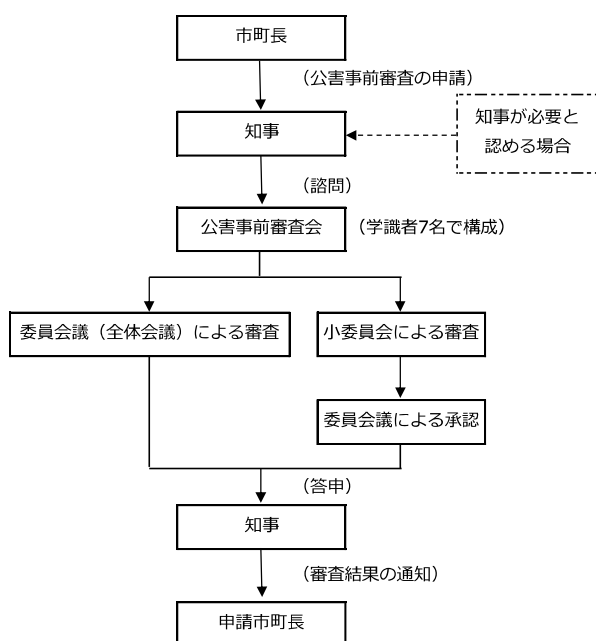


図 2-5-2 公害事前審査の手続

4-3 環境保全協定の締結促進

三重県環境基本条例第 5 条では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条

件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は、令和 5（2023）年度末で 1,451 件となっています。

4-4 公害紛争への対応

（1）公害に係る苦情処理

公害に関する苦情については、公害紛争処理法（昭和 45（1970）年 6 月制定）に基づき、市町と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、本県では環境生活部および各地域防災総合事務所・地域活性化局に公害苦情相談員を配置しています。

・ 年次別種類別公害苦情処理取扱状況

令和 4（2022）年度に県または市町が取り扱った大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の公害苦情件数は 1,611 件でした（図 2-5-3）。

・ 地域別公害苦情取扱状況

公害苦情件数 1,611 件を発生地域別に見ると、北勢地域が 41.3%、中南勢地域が 22.8%、伊勢志摩地域が 28.6%、伊賀地域が 4.0%、東紀州地域が 3.3%となっています（図 2-5-4）。

なお、公害苦情件数を主な発生原因別に見ると、焼却（野焼き）が 334 件（20.7%）と最も多くなっています（図 2-5-5）。

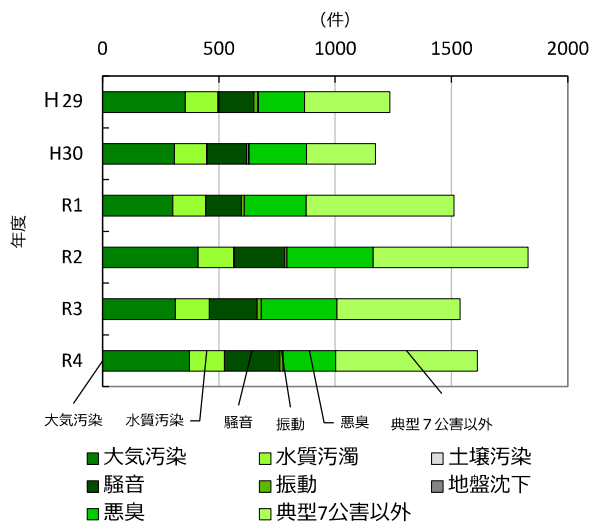


図 2-5-3 年次別種類別公害苦情処理件数の推移

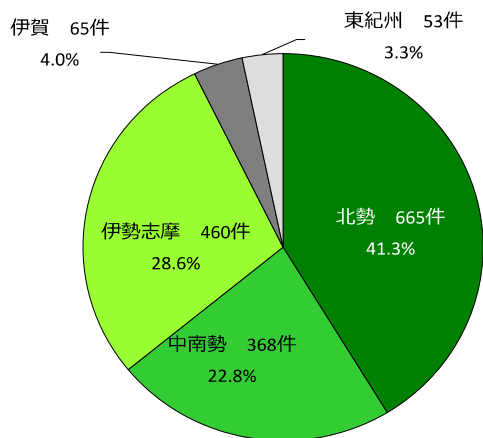


図 2-5-4 地域別公害苦情件数
(令和 4 (2022) 年度)

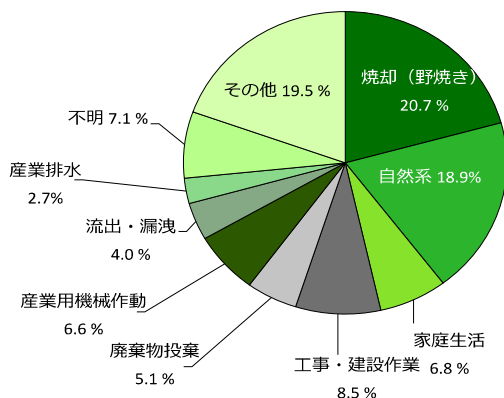


図 2-5-5 主な発生原因別公害苦情件数
(令和 4 (2022) 年度)

(2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき、昭和 45 (1970) 年 10 月に三重県公害審査会条例を定め、同年 11 月に三重県公害審査会を設置して、典型 7 公害 (大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭) に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っています (表 2-5-5)。

表 2-5-5 公害紛争処理に基づく最近の事件一覧表

申請受付年	処理種別	処理事件名	最終区分
H26	調停	解体工事に伴う振動被害補償等請求事件	打ち切り
H26	調停	グレーチング製造工場騒音被害防止請求事件	打ち切り
H27	調停	製氷冷蔵会社からの振動等被害防止請求事件	打ち切り
H28	調停	廃棄金属リサイクル施設からの騒音等被害防止請求事件	取り下げ
H29	調停	防災無線からの騒音被害防止請求事件	打ち切り
H29	調停	金属加工場からの騒音・振動被害防止請求事件	成立
R1	調停	金属加工工場からの騒音・振動問題調整事件	打ち切り
R2	調停	太陽光発電施設からの水質汚濁防止請求事件	打ち切り
R2	調停	牛ふん等堆肥化事業処理施設からの水質汚濁等被害防止請求事件	取り下げ
R3	調停	鉄スクラップ工場からの騒音被害防止請求事件	打ち切り
R5	調停	マンション管理会社からの薬剤散布被害防止及び損害賠償等請求事件	打ち切り

4-5 公害健康被害者に対する補償給付

本県における公害健康被害者の発生は、四日市市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業をはじめた昭和 35 (1960) 年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患 (いわゆる「四日市ぜん息」) が多発し、大きな社会問題となりました。こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和 40 (1965) 年 5 月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度 (自己負担分を市が負担) が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和 44 (1969) 年 12 月に、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当などの支給が行われるようになり、昭和 49 (1974) 年 9 月には、公害健康被害補償法が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住または通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況をふまえ、昭和62（1987）年9月に、公害健康被害補償法は公害健康被害の補償等に関する法律に改正されました。この改正により、昭和63（1988）年3月に全ての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既に認定を受けた公害健康被害者やその遺族については、継続して認定の更新や補償給付が行われています。

四日市市における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については次の表の示すとおりです。

表 2-5-6 被認定者数の推移（単位：人）

年度	年度末被認定者数	
	四日市	楠町
H14	515	49
H15	501	49
H16	523	—
H17	512	—
H18	499	—
H19	488	—
H20	476	—
H21	462	—
H22	450	—
H23	433	—
H24	422	—
H25	411	—
H26	394	—
H27	377	—
H28	368	—
H29	358	—
H30	336	—
R1	327	—
R2	318	—
R3	310	—
R4	289	—
R5	279	—

注）楠町は平成17（2005）年2月7日付で四日市市に編入合併

表 2-5-7 年齢階層別被認定者数

（令和6（2024）年3月末現在）（単位：人）

年齢	四日市市		
	男	女	計
0～14	—	—	—
15～29	—	—	—
30～44	13	5	18
45～59	75	50	125
60～64	11	9	20
65～	42	74	116
計	141	138	279

表 2-5-8 疾病別被認定者数

（令和6（2024）年3月末現在）（単位：人）

疾病名	四日市市		
	男	女	計
慢性気管支炎	25	28	53
気管支喘息	116	110	226
喘息性気管支炎	0	0	0
肺気腫	0	0	0
計	141	138	279

4-6 健康被害予防事業の実施

令和5（2023）年度には表2-5-9の事業を実施しました。

表 2-5-9 健康被害予防事業の実施状況

実施主体	四日市市
事業名	環境保健健康診査（アレルギー健康相談）
対象	幼児
内容	アレルギー素因児、アレルギー疾患歴のある児、アレルギー疾患に漠然とした心配のある児に対し、医師の診察及び保健師、栄養士による相談事業を行う。
実施場所	四日市市総合会館 5階
開催回数又は開催月日	年6回
参加人数	56人
事業名	子育て支援センター等におけるアレルギー健康相談
対象	乳幼児
内容	アレルギー疾患に対する正しい知識と家庭でできる適切なケア等を情報提供するとともに、相談支援を実施する。
実施場所	子育て支援センター等親子が集まる場
開催回数又は開催月日	年12回
参加人数	78人

5 国際協力・技術移転

(1) 姉妹友好提携先に対する環境協力の推進

「独立行政法人国際協力機構」(JICA)の草の根技術協力事業として「パラオ共和国ガッパン州イボバン、アイメリーク州モンガミにおける官民協働ごみゼロ社会推進事業」を提案し、「公益財団法人国際環境技術移転センター」(ICETT)を実施主体として、パラオ共和国における循環型社会の形成に向けて、平成30(2018)年から廃棄物の適切な分別活動の支援を行ってきました。本事業を通じて、地域住民が環境問題や身の回りのごみの状況に関心を持つようになり、資源回収ステーションを利用した分別排出が行われるようになるなどの進展が見られています。

令和4(2022)年度からは、前述事業に引き続き、パラオ共和国全域での分別排出普及のための地盤形成を目的として、イボバンおよびモンガミをモデル地域としてこの地域を含む2州全域への分別排出の仕組みを普及するほか、パラオのバベルダオブ島全域の小学校での環境教育に取り組む「パラオ共和国バベルダオブ島における分別排出システムの普及促進事業」を実施しています。

(2) 公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)による環境保全活動

地球環境の保全と世界経済の持続的な発展に寄与するため、産業界、学界等の全面的な支援を得て、ICETTを設立し、環境保全に関する各種事業を実施して、諸外国の特性に応じた円滑な技術移転の推進を図っています。

令和5(2023)年度は、本県からの委託により、高校生、大学生を対象に環境問題や県内企業の環境保全の取組を学ぶグローバル人材育成講座を実施しました。

加えて、「独立行政法人国際協力機構」(JICA)からの委託により、東南アジア諸国連合(ASEAN)をはじめとした開発途上国の行政官を対象に、海洋ごみ対策のための廃棄物管理に関する研修を行いました。

また、ASEANの沿岸・海洋環境作業部会の事務局であるタイ王国天然資源環境省汚染防止局からの実施協力要請を受け、「日・ASEAN統合基金」(JAIF)より資金的支援を受けて、ASEAN各国を対象とした「流出油とタールボールの特定と識別に関するASEAN人材育成研修」を関東地域で実施しました。

海外においては、「海外産業人材育成協会」(AOTS)の補助を受け、フィリピンにおいて、行政官、企業技術者、業界経営層、自治体技師、研究者を対象に廃棄物からのエネルギー回収に係

る普及啓発セミナーを3回シリーズで開催しました。

ICETTでは、関係機関と連携して環境保全・改善に関する研修・技術指導、調査・研究、交流・連携、情報提供・普及啓発等を行うだけでなく、これらの事業の連携によって、諸外国の特性に応じた円滑な技術移転の推進を図っています。

(3) 公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)による企業支援

ICETTは、環境保全・改善のための活動を行うとともに、環境保全技術を有する日本企業等の海外展開支援に関連する事業を実施しています。

令和5(2023)年度は、県委託の循環関連産業における先進的取組推進事業として、プラスチック資源循環の現状や企業の先進的な取組事例を紹介する企業トップ向けのセミナーを開催するとともに、企業を対象とした相談窓口を開設しました。

四日市市委託事業では、中小企業を対象とした脱炭素経営に係る自主的な取組みを促進するためのセミナーを2日間、会場およびオンラインで開催しました。このほか、ベトナム国ハイフォン市において四日市市の産業や環境面をPRするセミナーも実施しました。

ICETTの自主的な取組の一環として、第2次中期経営計画に沿って中部地域内から選定したモデル企業4社を対象に、脱炭素経営の推進に係る支援を実施しました。さらに、「ICETT環境セミナー」と題し、国の最新政策や企業の先進的な取組事例などを紹介するセミナーを、令和2(2020)年度より開催しています。

6 研究開発の推進

(1) 資源循環に関する調査研究

① 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

県内事業者等が、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を図ることを目的とした技術開発を支援するため、県内事業者等と共同研究に取り組み、研究成果の事業化の促進を図っています。令和5(2023)年度は、県内事業者からの申請がなく、共同研究の実施はありませんでしたが、企業訪問により産業廃棄物抑制に関する技術の情報収集に取り組みました。

② 地域循環形成の促進に係る産官共同研究

県内事業者等が、地域循環形成の促進に向け、主に産業廃棄物や使用済み製品の循環利用の推進のために行う研究開発を支援するため、県内事業者等と共同研究に取り組み、研究成果の事業化の促進を図っています。令和 5（2023）年度は、県内事業者と「メタン発酵消化液の肥料化に関する研究」を共同で実施しました。

③ リサイクル材の環境リスク評価に関する調査研究

廃棄物のリサイクルについては、廃棄物の性状に応じた適正な処理および使用用途のもと安全・安心が確保される必要があります。リサイクルを装った不適正処理や安易なリサイクルが実施され、有害ガスや汚水が発生する等の周辺環境に影響を及ぼす事案も発生しています。

このため、令和 5（2023）年度は、環境リスクの把握等が必要とされる廃棄物のうち、廃石膏ボードから分離された再生石膏粉と無機性汚泥に関して調査研究を進めました。

また、これまでの調査研究成果をもとに、県内リサイクル事業者 2 者に対して、リサイクル材を活用した再生品の開発、管理に係る支援を行いました。

④ 再生品の環境安全性に関する調査研究

再生資源の適正な循環利用の促進に取り組むにあたっては、産業廃棄物の不適正な処分を防止しつつ、再生品の環境安全性を確保することが求められます。

本研究では、県内の産業廃棄物中間処理業者が産業廃棄物を再生資源として受け入れ生産した再生品について、管理体制と原料の再生資源も含めて環境安全性を調査することとしており、令和 5（2023）年度は、改良土・再生土に関して調査研究を進めました。

（2）大気環境保全に関する調査研究

① 化学物質による環境汚染の実態調査

環境省委託「化学物質環境実態調査」の一環として、既存化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、四日市港、鳥羽港の水質、底質および四日市市内の一般環境大気の調査を行っています。令和 5（2023）年度は、四日市港、鳥羽港の水質、底質の試料採取を行うとともに、四日市港の水質について *p*-クロロフェノールの分析を行いました。また、四日市市内の一般環境大気の試料採取を行いました。

② 自動同定定量システムを活用した災害時に流出が想定される化学汚染物質の把握に関する研究

災害時等に流出する化学物質は、生活環境に悪影響を起こす可能性があります。本研究では、県内中小企業から流出が想定される化学汚染物質のうち、GC/MS で測定可能な物質について、自動同定定量システム（AIQS）へデータベース登録を行うことにより、化学物質の流出時にモニタリングを実施し、迅速な事故対応ができるよう調査研究を進めています。令和 5（2023）年度は、PRTR データ等により情報収集し、県内中小企業から流出が想定される化学物質種の選定を行いました。

（3）水環境保全に関する調査研究

① 伊勢湾流入河川の流域別負荷量評価に関する調査研究

伊勢湾沿岸部の水質（有機物、窒素等）は、海域によって違いがあり、さまざまある要因の一つとして、その付近に流入する河川からの汚濁負荷の影響があると推測しました。河川からの汚濁負荷を沿岸部の生物相に対する栄養供給という観点に立ち、詳細な調査を実施するため、令和 5（2023）年度は安濃川および外城田川流域の負荷量の実態を調査するとともに、負荷量評価方法について検証しました。

② 熊野灘沿岸域における有害プランクトン優占化機構に関する研究

令和 5（2023）年度は、伊勢湾から熊野灘沿岸域にかけての有害赤潮の広域モニタリング調査を実施しました。

熊野灘沿岸の複数海域では、カレニア・ミキモトイ赤潮が発生し、一部の海域では、漁業被害が発生しました。また、熊野灘沿岸の複数海域で、アコヤガイなど二枚貝のへい死原因となるヘテロカプサ赤潮が 7 年振りに確認されました。

（4）多様な自然環境保全に関する調査研究

① 松くい虫の発生予察

松くい虫被害の防止や軽減を図るため、松枯れの誘引となるマツノマダラカミキリの発生時期を予測し、適期に薬剤の散布ができるよう、冷涼な伊賀地域と温暖な志摩地域から枯れ松を採取し、幼虫の生育状況を調査し、その年の成虫の発生時期を予測しています。

4月下旬から7月中旬頃まで成虫の発生状況等を観察し、その結果をとりまとめてホームページで公表するとともに、関係機関に情報を提供しました。

② 英虞湾・的矢湾漁場環境に係る調査

英虞湾・的矢湾の赤潮や環境変化による漁業被害の防止や軽減を図るため、水質・底質調査や底生生物・プランクトン調査を実施しました。その調査結果をとりまとめ、「アコヤ養殖環境情報」として53回、「赤潮情報」として14回、関係機関に情報提供を行いました。

③ アユの資源回復に関する研究

アユ種苗来歴カードを活用したアユ冷水病の情報収集や解析を行うとともに、カワウの被害対策に関する全国の最新知見を収集しました。

④ 漁業資源評価に係る調査

本県沿岸域のカツオ、クロマグロ、マアジ、サバ類、マイワシ等重要漁業資源の資源量評価とその動向予測を行いました。

また、クロマグロ、マアジ、サバ類、マイワシでは、科学的根拠に基づく漁獲可能量を推定することで、漁業資源の保全と持続的利用を図りました。

(5) 保健環境研究所における取組

保健環境研究所では、行政職員に対する分析講習会の開催や講師派遣を行い、地域の環境問題の解決に向けた人材育成に努めました。

7 環境情報の迅速な提供、監視・観測等の体制の整備

(1) 環境情報の提供

県ホームページにおいて、環境に関するさまざまな情報を提供しています。

県では、県民との協働・連携の実現には情報公開・情報発信が重要であるとの考えのもと、平成11(1999)年にホームページによる環境関連情報の提供を開始しました。

(2) 地理情報システムを活用した森林資源の管理

三重県森林GIS(地理情報システム)は、森林資源、林況、林道、治山等の森林情報を一元管理し、森林情報を解析することで森林のゾーニング等が可能なシステムとして、平成13(2001)年度から運用しています。

県民の財産である森林の適正な維持・管理を進め、森林の有する多様な公益的機能を高度に発揮させていくために、同システムを活用しており、令和5(2023)年度は、データ更新や精

度向上に努めるとともに、クラウド型森林GISの普及に取り組みました。

(3) 大気環境の常時監視システム

人の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境総合監視システムを整備・運用し、大気汚染緊急時の発令、大気環境基準の評価を行い、環境の状況の的確な把握と環境保全に努めています。

なお、大気発生源については、硫黄酸化物と窒素酸化物を常時監視しており、得られたデータはホームページで公開しています(図2-5-6)。

環境汚染の未然防止のためには、環境監視が有効です。四日市地域の環境汚染防止対策には以前から積極的に取り組んできましたが、その推進には大気環境の常時監視システムが大きな役割を果たしてきました。

① 大気環境の常時監視

大気環境の常時監視は、大気汚染防止法第22条に基づき、県および四日市市が測定局を設置して行っており、その整備は、昭和38(1963)年11月に四日市市の磯津地区に一般環境測定局を設置し、二酸化硫黄の自動測定器により監視したことがはじまりです。以後、県では、桑名市から熊野市まで県内の主な市町に測定局を設置し、一般環境測定局については23か所、自動車排出ガス測定局については7か所の測定局において、監視を行っています。

さらに、県では、常時監視のための参考データを得る目的で、上層気象観測局を菰野町の御在所岳山上に設置しています。

現在の測定局の設置状況は、資料編に記載のとおりです。

② 大気発生源の常時監視

大気発生源の常時監視は、硫黄酸化物排出量について、三重県生活環境の保全に関する条例第39条に基づき、四日市地域における硫黄酸化物の排出量が $10\text{Nm}^3/\text{時}$ 以上の8工場・事業場を対象に行っています。また、窒素酸化物排出量については、平成11(1999)年度から、同地域における燃料使用量 $2,000\text{kg}/\text{時}$ 以上の13工場・事業場を対象に測定を行っています。

(4) 放射線モニタリング等の情報提供

環境放射能調査は、原子力規制委員会の委託事業「環境放射能水準調査事業」として全都道府県で実施されており、本県は、昭和63(1988)年度から同事業を受託し、調査を行っています。

東日本大震災後、同事業における空間放射線量率の常時監視を県内4か所で行っており、測定結果は、原子力規制委員会ホームページで公表されています。

環境総合監視システム

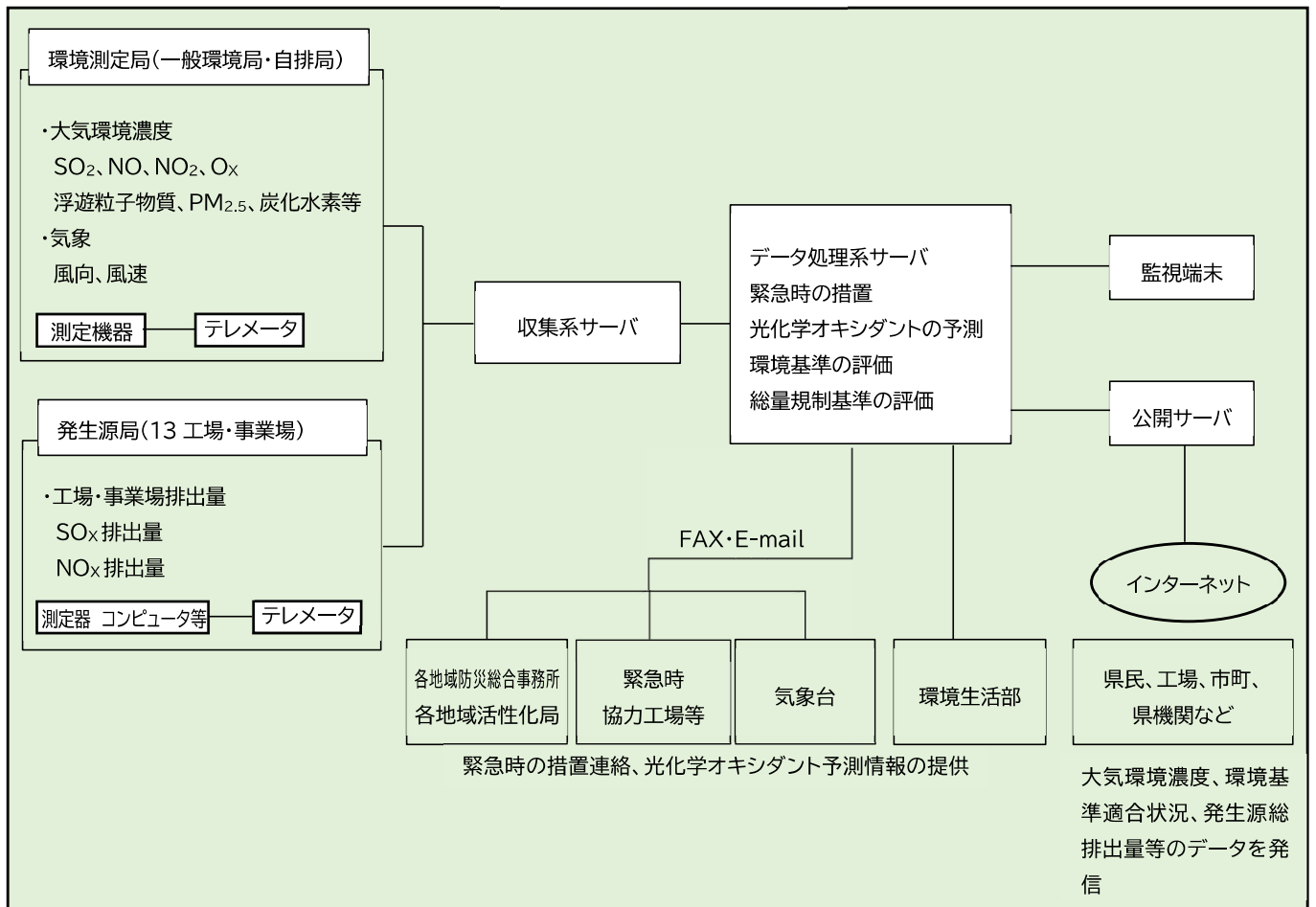


図 2-5-6 環境総合監視システムの概念図

第2節 令和6年度以降の取組方向

1 環境教育(持続可能な開発のための教育(ESD))・環境学習の推進

1-1 学校教育における環境教育・環境学習

(1) 総合的な学習の時間等における環境教育の推進

県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校および特別支援学校では、総合的な学習の時間等において、豊かな自然環境の中で行うさまざまな体験活動をととして、自然の大切さを学び、身近な環境問題に関心を持つことができる子どもたちの育成を図ります。また、家庭や地域社会、民間団体との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動の紹介やボランティア活動への参加意欲を高める取組を進めていきます。

(2) 「学校環境デー」の取組

県内の学校・園で、「学校環境デー」(6月5日)を中心とした時期に、創意工夫ある活動を行うことをととして、環境学習に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。

(3) 環境教育指導者の育成

子どもたちが自然にふれる体験をしたり、そこで得た知識・技能を活用したりすることで、課題を解決する能力を育てることが大切です。このため、学校等の教育現場で活用可能な地域の資源を用いた環境教育の進め方を学ぶ研修や自然体験活動を取り入れた授業の進め方を学ぶ研修を三重大学等と連携して実施します。

また、オンデマンド型研修(ネットDE研修)において、環境教育に関する研修講座を配信し、教職員が勤務校等で効果的・効率的な研修ができるようにします。

1-2 地域や社会における環境教育・環境学習

(1) 地域における環境教育・環境学習機会の提供

県内の学校、地域団体、市町等の要望により、地域に出向いて講座を実施するとともに、市民向け環境講座等、県環境学習情報センターの講座の開催により、環境教育・環境学習の機会を積極的に提供していきます。

(2) 子どもを対象とした環境教育・環境学習の推進

次世代を担う子どもたちの環境保全意識を醸成していくため、子ども向け環境講座の開催など、子どもを対象とした体験型の環境教育・環境学習を推進していきます。

(3) 三重県環境学習情報センターの活用

① 見学受入れと体験講座の実施

団体見学の受入れについては、展示ホールの見学と体験講座をセットにして実施することで、より効果的な環境教育・環境学習の機会を提供します。

② 企画展示コーナーの充実

展示ホールに設置した月替わりの企画展示コーナーを利用して、県内の環境に優しい取組を実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体等の活動を紹介します。

(4) 「三重県民の森」および「三重県上野森林公園」の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、指定管理者と連携して自然体験イベントを行うなど、県民の利用を促進します。

(5) 三重県総合博物館(MieMu)の活用

環境教育・環境学習の場として、展示や交流スペース等の施設の充実と活用を図ります。

また、年間行事に、各種講座やフィールドワーク等を計画します。

フィールドワークでは、県内のフィールドやミュージアムフィールドを活用し、自然環境保全のための人材育成を支援します。

大学や公的機関、民間団体等と連携し、フィールドワークのほか、ワークショップや講演会等を開催し、環境保全、環境教育・環境学習の機会を提供します。

2 環境活動の推進

2-1 指導者の育成

(環境教育・環境学習指導者の養成)

広く環境に関する知識を身につけ、体験型・参加型の環境学習が実践できる指導者を養成します。

令和 6 (2024) 年度も、社会情勢や取り巻く環境の変化に適切に対応し、既存講座のブラッシュアップを実施していきます。

2-2 環境保全活動の支援、促進

(1) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保および河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、清掃および河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行います。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行います。

(2) 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林づくり活動団体からの相談対応や、支援ニーズの把握、市町が支援事業を構築する際のアドバイス等を行います。

(3) 連携による環境教育実践活動の促進

子ども向け環境教育プログラムであるキッズ ISO14000 プログラムが令和 4 (2022) 年度で終了したため、地域における環境教育の展開を目的として県独自で策定した「みえこどもエコ活動」を実施する学校と、社会貢献の一環として

これを支援する企業との調整など、さまざまな主体との連携による取組を進めます。

(4) サマーエコスタイルキャンペーン

これまでに取り組んできたサマーエコスタイルキャンペーンを継続し、県内事業所に夏季の適正冷房と軽装勤務を引き続き、呼びかけます。

夏季の適正冷房と軽装勤務実施期間

令和 6 (2024) 年 5 月 1 日～10 月 31 日

(5) エシカル消費の促進

人や社会・地域・環境に配慮した消費活動であるエシカル消費を促進するため、SNS の活用や消費生活出前講座、関係機関・団体主催のイベント等のさまざまな機会をとらえて普及啓発を図るとともに、市町や関係機関・団体と連携した取組を推進します。

また、県環境学習情報センターにおいて、エシカル消費に関する県民向け講座の開催や、関係団体や事業者等と広域連携で行う東海三県一市グリーン購入キャンペーンの中でエシカル消費の啓発を実施していきます。

3 環境経営の推進

(1) 事業者に向けた環境経営の促進

近年拡大している ESG 投資や RE100、サプライチェーンでの二酸化炭素排出削減の取組等の動向を紹介するとともに、環境経営や脱炭素経営に取り組んでいる事業者の取組事例等を紹介するセミナーを公開し、事業者の環境経営や脱炭素経営の導入を促進します。

また、県内企業等における脱炭素経営を促進するため、脱炭素経営に取り組んでいく意欲のある県内企業等にアドバイザーを派遣するなどの個別支援を行います。

(2) 小規模事業所に向けた EMS 導入事業

中小事業所における環境経営を促進するため、事業所への働きかけや大規模事業所、商工団体および業界団体等を訪問して関連企業等に対する普及の依頼を行うなど、「三重県版小規模事業者向け環境マネジメントシステム（M-EMS）」の普及に取り組みます。

(3) 企業間連携の推進

「三重グリーン購入ネットワーク」や「企業環境ネットワーク・みえ」により、会員企業が中心となった企業間連携や行政との協働による自主的な環境活動を推進します。

(4) PRTR 制度の推進

有害性のある化学物質について、発生源と排出、移動量の把握を特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき行う PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）とともに、事業者による適正な管理を促進します。

また、県ホームページやパンフレット等を活用し、広く PRTR 制度の啓発を行うとともに、排出、移動量の集計結果について公表し、事業者の自主管理を促します。

(5) 県における環境経営の推進

① 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境に優しいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づき、積極的な取組を進めます。

② 環境調整システムの充実

県開発事業においては、計画段階から環境調整システム等を活用した全庁的な調整を通じ、環境の保全に配慮します。

(6) 環境ビジネスの育成・振興

県内企業が環境・エネルギー関連分野に進出するため、県内企業や高等教育機関との間でネットワークを構築するとともに、県内企業の技術力を生かした製品開発に向けた研究開発を支援するなど、環境・エネルギー関連産業の育成と集積に取り組んでいきます。

また、県工業研究所の設備や知見を活用し、県内企業への共同研究に向けた技術支援や情報提供などを通じて、県内企業の環境・エネルギー関連分野への進出につなげます。

(7) 環境保全設備に対する支援

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し、必要となる資金の融資を実施します。

4 環境に配慮した事業活動の推進

三重県環境影響評価条例の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

工場や事業場の新增設に伴う悪影響を未然に防止するため、三重県公害事前審査会条例に基づき、三重県環境影響評価条例の対象とならない工場や事業場について、公害防止の技術的事項を審査し、市町の工場等の誘致や環境保全協定の締結時における活用を促進します。

環境関係の諸法令に基づく規制等の権限を有していない市町長等が、その区域の実態に即したきめ細かな対応を行うことができるように、三重県環境基本条例に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

公害に係る紛争については、公害紛争処理法に基づくあっせん、調停や三重県生活環境の保全に関する条例に基づく調査請求等の制度により、その迅速かつ適正な解決を図ります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員が、県民からの苦情相談に対応するとともに、市町等と協力して、その適切な処理を行います。

5 国際協力・技術移転

環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全、世界経済の持続的発展に資するために設立された「公益財団法人国際環境技術移転センター」(ICETT) に対して、職員を派遣するなど人的な協力を行います。

また、引き続き、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークの枠組みで、ICETT の有する知見も活用しながら、人的交流・人材育成を通じて、パラオ共和国をはじめとする太平洋島嶼国の環境課題の解決に向けて協力していきます。

6 研究開発の推進

(1) 資源循環に関する調査研究

① 産業廃棄物の発生抑制・低減化に関する調査研究

各種産業廃棄物の発生抑制・低減化を目的とし、企業訪問による産業廃棄物に関する調査および有効活用方法を探るための基礎研究を実施します。その結果、実用化が期待できる産業廃棄物については、資源リサイクルに取り組む県内事業者と共同研究等を行い、リサイクル製品の開発を支援します。

② リサイクル材の環境リスク評価に関する調査研究

廃棄物のリサイクルについては、廃棄物の性状に応じた適正な処理および使用用途のもと安全・安心が確保される必要がありますが、リサイクルを装った不適正処理や安易なリサイクルが実施され、有害ガスや汚水が発生する等の周辺環境に影響を及ぼす事案も発生しています。

本研究では、環境リスクを把握することが急務である廃棄物について、有害物質の溶出、有害ガスの発生等のおそれを調査し、潜在的な環境リスク評価を実施するとともに、有効利用方法の方向性を検討しており、令和6(2024)年度は、廃太陽光パネルガラス材を対象として調査研究を進めていきます。

③ 再生品の環境安全性に関する調査研究

再生資源の適正な循環利用の促進に取り組むにあたっては、産業廃棄物の不適正な処分を防止しつつ、再生品の環境安全性を確保することが求められます。

本研究では、県内の産業廃棄物中間処理業者が産業廃棄物を再生資源として受け入れ生産した

再生品について、管理体制と原料の再生資源も含めて環境安全性を調査することとしており、令和6(2024)年度は、これまで対象としてきた改良土・再生土とは別の再生品を選定し、調査研究を進めていきます。

(2) 大気環境保全に関する調査研究

① 化学物質による環境汚染の実態調査

環境省委託「化学物質環境実態調査」の一環として、既存化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、引き続き、四日市港、鳥羽港の水質、底質および四日市市内の一般環境大気の調査を行います。

② 自動同定定量システムを活用した災害時に流出が想定される化学汚染物質の把握に関する研究

災害時等に流出する化学物質は、生活環境に悪影響を起こす可能性があります。本研究では県内中小企業から流出が想定される化学汚染物質のうち、GC/MS で測定可能な物質について、自動同定定量システム(AIQS)ヘデータベース登録を行うことにより、化学物質の流出時にモニタリングを実施し、迅速な事故対応ができるよう調査研究を進めています。令和6(2024)年度は、GC/MS で測定可能な物質について、自動同定定量システム(AIQS)ヘデータベース登録を進めていきます。

(3) 水環境保全に関する調査研究

・伊勢湾流入河川の流域別負荷量評価に関する調査研究

伊勢湾沿岸部の水質(有機物、窒素等)は、海域によって違いがあり、要因の一つとして、その付近に流入する河川からの汚濁負荷の影響があると推測されます。河川からの汚濁負荷を沿岸部の生物相に対する栄養供給という観点に立ち、詳細な調査を実施するとともに、河川流域ごとの負荷量評価方法について検証します。令和6(2024)年度は、前年度に引き続き、外城田川流域の調査を行い、河川流域からの負荷量予測手法の策定および評価を行います。

（４）多様な自然環境保全に関する調査研究

① 英虞湾・的矢湾漁場環境に係る調査

英虞湾・的矢湾における赤潮や環境変化による被害の防止や軽減を図るため、水質、底質、プランクトンの発生状況を監視するとともに、漁業関係者に調査結果を情報提供します。

② 本県沿岸域における漁業資源の資源評価

本県沿岸域の重要漁業資源の持続的な利用に向け、漁獲状況や生物特性を調べ、それらに基づく資源評価を行います。

③ 熊野灘沿岸域における有害プランクトン優占化機構に関する研究

伊勢湾から熊野灘沿岸において、有害プランクトンの発生状況および海洋環境の調査を愛知県と共同で実施し、有害赤潮の発生環境や広域的な赤潮の輸送パターンを把握することで、熊野灘沿岸域における有害赤潮の発生機構を解明し、赤潮予察技術の開発につなげます。

④ アユの資源回復に関する研究

アユの資源回復に向け、アユ冷水病やカワウ被害対策に係る情報収集や研修会等での情報提供を行います。

（５）有害大気汚染物質の調査

環境省が示す 22 の優先取組物質および水銀等のうち、測定法が示されているベンゼン、トリクロロエチレン等の 21 物質の大気環境調査を実施します。

（６）ダイオキシン類の調査

大気、河川、海域、底質、地下水および土壌のダイオキシン類による汚染状況を常時監視します。

（７）騒音・振動の調査

自動車交通騒音および航空機騒音の測定を実施するとともに、市町と協力し、一般地域の環境騒音および道路交通振動の測定を実施します。

（８）保健環境研究所の取組

令和 6（2024）年度も地域に密着した研究や国立環境研究所、全国の地方環境研究所と共同で先進的な研究を行うとともに、県内の高等教育機関や ICETT 等からの依頼による学生や研修員の受入れを通じて、環境分野における人材育成に寄与していきます。

7 環境情報の迅速な提供、監視・観測等の体制の整備

（１）環境情報の提供

県ホームページにおいて、窒素酸化物、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の大気状況データを毎時更新するほか、光化学スモッグ発令状況を提供します。

また、化学物質、水環境等のデータについても、より広くわかりやすく情報提供します。

（２）森林 GIS の運用

森林簿、森林計画図等の森林資源情報や治山、林道、保安林等の関連情報の整備を進め、システムの適正な運用に努めます。また、森林の適正な管理のため、クラウド型森林 GIS をとおして森林簿データ等を市町や関係者に提供します。

（３）環境総合監視システムの運用

環境監視、発生源監視（大気）を行う環境総合監視システムを運用し、大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。

（４）公共用水域の常時監視

公共用水域（河川・海域）および地下水について、関係機関と連携し、水質の常時監視を実施します。